

~もう一度選挙に行きたい!を実現しよう~

通信8号
2012. 8. 10

“成年被後見人に選挙権の回復を”

通信8号 主なメニュー： <東京訴訟、第六回裁判の報告>

リレートーク【知的障害者の公職選挙参加への支援について】
<啓発DVDの紹介>



<東京訴訟、第六回裁判の報告>



~~~~ 東京地裁 第六回口頭弁論

平成24年7月19日(木) 13時半

一般傍聴席92席を求めて並んだ方は97名。  
久しぶりに抽選となり、傍聴席満席! 皆様に  
感謝です。 **次回10月26日(金) 14時**

#### ●前回から本日までの原告側の動き：

- ・原告証拠及び証拠説明書（甲37証～甲39証）を提出
- ・被告側が提出してきた書面内容を検討
  - ① 前回の宿題「立法事実（選挙権を行使したときに生じる弊害の存在）についての記載」がない…裁判官が指摘しないときは指摘する。
  - ② その他の内容については、必要な箇所への反論等を検討する。
- ・憲法学者等との学習会を重ね、意見書・文献等を依頼中

●**法廷の様子：** 裁判長が満席の傍聴席を意識して、しっかりと訴訟指揮をしていることが伝わってくる25分間の口頭弁論でした。いつも以上に早口で聞き取りにくかったのですが、被告国に対して、提出書面内容への疑問点を的確に指摘し、その理由（民法や憲法に触れる点）を丁寧に説明して、回答を促していました。しかし今回も国はそれら全てに「持ち帰り、次回までに書面で出します」との答えしかできませんでした。また、原告弁護団からの質問「書面の中に、前回宿題の回答が読み取れないが…」に対しても、国は返答に困り、裁判長から再度の宿題とするよう、指示されていました。さらに傍聴する私たちでさえ唖然としたことは「事理弁識能力がない人が行なった投票は？」との裁判長の質問に「無効になる」と国が答えたことです。国の準備書面（2）では「有効」と書いていましたね、と裁判長も驚いていましたね。さて次、どう取り繕うのでしょうか。

原告弁護団に向けては、集大成となる書面を提出するよう指示がありました。

詳しくは次頁の  
弁護団説明を  
お読みください。



**次回期日は10/26(金) 14時～ 103号法廷**

(今回は金曜日午後です! ご注意ください)



~~~~ **裁判後の報告会より**

14～15時 弁護士会館にて

~~~~ 司会 赤津保子



何度傍聴しても分かりにくい口頭弁論ですので、多くの方が報告集会に参加、抽選に外れた方も参加してくださいました。狭い部屋しか予約できず、立ち見の方で廊下まで溢れてしまい、小一時間立ちっぱなしとなり、申し訳ありませんでした。ロースクールの学生さん、高校生、学者さん等、支援の広がりを実感できる報告会でした。

## ▶▶ 原告と弁護団より、口頭弁論の補足説明など ▶▶



原告 匠さん：（今日の裁判の感想を聞かれて） 最高でした。ありがとうございました。

名兒耶清吉さん： 満席の傍聴有難うございます。裁判は油断大敵、まだまだ気を引き締めていきましょう。

弁護団より：

### 【国の出してきた書面の矛盾点と その点を指摘する裁判長とのやりとりの説明】

国が主張してきた新たなこと。

17年判決にある「選挙権の行使を制限するには、やむを得ないと認められる事由がなくてはならない」は、そのとおりだが、選挙権の制限(有無)は、国の広い裁量で、この人には与える・この人には与えないと、自由に決めていいという基準をとっている。だから、成年被後見人には、選挙権はもともと無いものだ！とした。（我々素人が聞いても、おかしい！）

裁判長が、おかしい、矛盾していると指摘する点。

・まず、17年判決の中で「選挙権という権利も、その行使も、民主制において非常に重要な権利であると高らかに謳っている」のだから、その保障は尊重すべきです。（選挙権がもともと無い、なんて何故言える！）  
・選挙権の行使の制限には「やむを得ないと認められる事由がなくてはならない」と厳しいのに、選挙権という権利そのものの制限は「国の自由裁量という、ゆるい基準」にしている、それはおかしい。行使の制限と権利そのものの制限の基準を、別に考えること自体、矛盾していませんか？何故別に基準を設けるのか、その理由と、そのゆるい基準に成年被後見人を使った理由は何ですか？

※【17年判決】=在外日本人の選挙権行使ができることを求めた裁判選挙権またはその行使を制限することは原則として許されない。例外的に制限するには、やむを得ないと認められる事由がなければならないとした。

国の答

そのあたり、ちゃんと答えられず、次回までの宿題となる。

裁判長

では、能力のない人(成年被後見人になっていない方)が選挙権を行使した場合はどうなるのですか？

国の答

無効になります。（あれ？第4回口頭弁論の時には、「有効になる」と発言し、準備書面にもそう書かれていましたね！）

裁判長

その発言は矛盾しています。しっかり再考してください。



### 【出された宿題について】

**国側** 裁判長が指摘した上記の矛盾点について、持ち帰り、書面による提出となった。前回の宿題が、未提出なので、再度宿題となった。

**原告側** 裁判長は、私たちに向かっては、国の主張に関係なく、原告側の考えるところをしっかりとめ文献・意見書など全て揃えて、次回裁判の1週間前迄に提出するよう指示されました。

### 【弁護団の感想、その他報告など】

★今回国側が出してきた証拠は、明治時代や昭和初期の文献で、古色蒼然とした文献、古すぎる！今、選挙権の問題は動いていて、諸外国では、能力に関係なく、選挙権が行使できる制度をとっている国が増えているので、どんどん新しい文献や意見書をだして問題提起すべきなのに、国は古いものの権威にすがりついて悪あがきをしているように思えます。

- ★ 証拠として、「障害者総合支援法」成立時に衆参両議院での附帯決議を提出。  
証拠とした付帯決議の文面は「成年被後見人の政治参加の在り方について検討すること」です。
- ★ 憲法学者、民法、成年後見に詳しいひと達との勉強会をして、意見書、文献をもらえないかと、お願いしているところです。
- ★ 国に色々と言っても、きちんと答えが返ってこないことが続き、裁判長も疲れているように見えました。  
裁判長は、国のことはおいておいて、こちら原告側に、しっかりしたまとめを求めてきた訳で、今後は、こちらと裁判長とのキャッチボールになっていくように感じました。そして裁判官側が、基準に従ってどう  
いう判断を下すかは予断を許さないで、きっちり主張を固めなければいけないと思いました。

### ★このあと、原告側が用意する提出予定のもの

- (1) 憲法学者による、成年被後見人の選挙権の問題についての意見書  
**確実:2人(竹中勲氏・戸波江二氏) 交渉中:1人(奥平康弘氏) (→確実に！)**
- (2) 学者が外国の能力と選挙に関する制度や運用について調査中、  
9月29日には、最新の外国の情報を以てシンポジウム開催  
これらを受けて10月19日までに意見書、若しくは、文献と準備書面提出予定
- (3) 陳述書



札幌の裁判では、原告の方の尋問を予定していて、選挙されている知的障害のある方がどういふ方なのか、関心をもっています。裁判官に知ってもらうのは大事なことなので、東京・さいたまでも、重度の方の選挙行使の様子を陳述書に書いてもらったり、当事者にインタビューしたり、また施設での取組みを書いてもらおうと考えています。

<弁護団と学者さんとの勉強会をしています> ~ いいご意見を発信して下さいます ~  
 戸波先生(早稲田大学); 私は説を変えます。能力はなくても選挙権は認めるとする説で意見書を書きます。  
 高見勝利先生(上智大); どこかでおかしいと思っていたのに、裁判に先を越されました。  
 なぜ先に説を変えておけなかったのか。。。  
 田山先生(早稲田大学); 国際的な調査をしていて、若い弟子を現地に行かせて話を集めています。9月29日に調査結果の発表をします。この裁判と、どこかで合流する日を待っていました。  
 ※名兒耶さんの英断や浅見さんたちの勇気で裁判をおこせたことが、学者たちを引っ張ることになっています。一流の学者たちが、この問題に取組み、裁判を、国を、動かそうと協力してくださっていることをお伝えします。(弁護団)



### ➤➤ 会場から・・・ ➤➤

**長瀬先生 (立命館大学):** 権利条約の批准を考えても解決すべき問題なのですが、名兒耶さんたち原告の方々と弁護団が、権利条約の枠を超えた普遍的な民主主義の問題として取り組んでいることは大変意義のあることです。しっかり応援します。国際的には、国連でペルーの知的障害の方が発言したことでペルーの政府が動き、全員ではないが多くの知的の方が選挙ができるようになった例があります。同じ思いを持って頑張りましょう。

**柴田洋弥さん: (リレートーク No.5 をお読みください)**

署名のことを知らなかった、署名があるなら是非したいという声がありますし、多くの方々に知っていただく意味でも、もう一度行いませんか？ リーガルサポートなど他の機関でも署名をしています。ご検討ください。

**女子高生さん:** 中学のときから毎年、合宿で、障害者施設にいつているが、おひとり選挙権が無い方がいらして、なんでだろう。。。成年後見？それで後見人制度に興味を持ち、調べていたらこの裁判があったので、傍聴にきました。初めて見た裁判ですがカッコいいですね。法学部に進みたいと思っています。

## ロースクールの学生さん多数、傍聴：

若い世代  
に期待！

- ・ 熊本出身です。熊本で弁護士をして、障害者関係のことに力を注ぎたいと思っています。
- ・ 憲法訴訟はどのように作られていくのか、興味がありました。憲法学者が憲法訴訟論だけでなく、市民の運動によってささえられるので、学説の重心を移すべきと話されていましたが、今日本当にたくさんの方がいらしているのを見て、よくわかりました。

**浅見さん**：多くの先生方に支えられていることに大変感謝します。次回さいたまもよろしく願いいたします。

**飯田泰士さん**(「成年被後見人の選挙権・被選挙権の制限と権利擁護」の著者)：実際に傍聴してみて、思っていたよりも、国が追い詰められていると感じました。政治的に考えると・・・どの障害者団体も、代表として国会議員を送り出すことはしていないそうですが、国レベルの改革のためには、考えてもいいのではないのでしょうか。

**全日本育成会 細川さん**：先日、日本成年後見法学会の学術大会が「障害者権利条約と成年後見」というテーマで開かれ、私も報告してきました。今日も傍聴にお見えの長瀬先生、川島先生、柴田洋弥さんも登壇され、参加者に弁護団の方々の顔もありましたね。色々な機会に、色々な立場の方が発言されていることは、とても勇気づけられます。全日本育成会としても、署名や院内集会をただで、すぐには国は動かないことは予想できていますので、これからも皆さんのご意見を伺いながら、有効な動きをしていきます。よろしく願いいたします。

**板垣さん**：「京都なら日帰り距離」なので、提訴1周年集会(6.24)に参加させて頂きました。!(^\_^)

集会には、京都近郊の神戸・大阪はもちろん、東京、広島ほか他県からの参加者もいました。

初めに東京・さいたま裁判、京都裁判の当事者のDVDを上映した後、弁護団の民谷弁護士と当事者の田中氏の「選挙権を返して欲しい」という気持ちを訴えるお話がありました。田中さんは、新聞やニュースを見て、候補者の政策や公約を理解して自分の意思で投票していたのは確かです。

その後、早稲田大学・戸波先生からの講義がありその中で「この案件はとても筋のいいもので、勝算の高い裁判です」との言葉がありました。

京都の裁判は、2～3分で終わってしまうような裁判との事で、支援者のモチベーションを保つのも大変だと思いました。それだけに、東京裁判への期待は大きいと感じました。

東京・さいたまに加えて、少々遠方の東方から皆様も応援よろしく願いします(〇)/

～～～ 以上 報告会より ～～～

## 啓発DVDの紹介

### 当会作成のDVDについて <選挙権剥奪に関する理解啓発にご利用ください>

#### ①「私たちが選挙をしたらいけないですか？」

さいたま原告浅見寛子さんと、東京原告名児耶 匠さんの日常の生活や趣味をしている様子と、選挙に行っていたときの話や、今、行けなくなってしまった気持ちなどを、インタビューしてご本人からのお話を収録してあります。お二人のしっかりとした意思が伝わる内容です。

#### ②「よくわかる憲法違反！被後見人の選挙権剥奪」

実際に2012.2.15のさいたま地裁公判で、原告の陳述として高辻庸子弁護士が法廷でパワーポイントを使用して行なったもののDVD化です。分かりやすく「公職選挙法第11条1項1号」の違憲性を説明しています。陳述(パワーポイント上映)後に思わず拍手をしそうな傍聴者がたくさんいました。

#### ③「また せんきょに行きたい」

訴訟1年を記念した集会での上映に向けて作成。原告田中康夫さんの作業所での様子と、インタビューでは、時事通信に詳しいことも分かりました。若い方々に対して、選挙に行つて「しっかりした人に投票して欲しい」という思いを述べています。もちろん「選挙権を返してください」とも訴えています。

DVD1枚 500円。3枚セットは1000円。 ※収益はカンパとして、弁護団活動などに活用いたします。

申込先 ①②③の3枚セット : ita-tkym@ksf.biglobe.ne.jp (板垣 京子)

③のみの場合は : qxe51987@meg.winknet.ne.jp (山本 正志)

**【知的障害者の公職選挙参加への支援について】**

柴田洋弥(東京都発達障害支援協会政策顧問)



「滝乃川学園」はわが国最初の知的障害児者施設として有名です。1970年代に「滝乃川学園成人部」では、公職選挙に入所利用者が自ら候補者を選んで投票するために、選挙管理委員会と合意して、次の様な取組みを行い、私も職員として関わりました。

入所者は60人で、その内訳は重度者が40人、中軽度者が20人でした。それまで入所者は公職選挙に投票参加していませんでしたが、国民としての権利を保障したいと職員間で話し合いました。幸い国立市選挙管理委員会も積極的に取り組んでもらえました。大きな問題が2つありました。ひとつは入所者がどうやって候補者を選ぶか、もう一つは、どうやって投票するかでした。

入所者が自分で候補者を選ぶことは、容易ではありません。選挙公報紙や、テレビやラジオの候補者演説は難しすぎて、理解できません。かといって、職員が説明すると、どうしても職員の主観が入って影響を与えてしまいます。そこで、候補者から入所者に直接に話してもらうために、選挙管理委員会公認の立会演説会を園内の食堂で開催することとなりました。

この園内立会演説会には、候補者の参加が徐々に増え、今では、市長候補者は全員が、市議会候補者もほぼ全員が参加しています。都議会や国会議員候補者は多くの場合、同政党の市議会議員が紹介します。入所者は、食べ物の好みや好きなプロ野球チームなど、自由に質問しますが、候補者の答え方や態度に注目しているようです。

職員の影響を排除するため、職員は自分の支持政党を明かさない、質問されても答えてはならないという決まりを作りました。入所者は帰省時に家族の支持政党を聞き、それに合わせている人もいます。

次に、どうやって投票するかの問題です。入所者の大半は住民票を施設所在地にしていますので、国立市での投票権があります。文字を書ける人は、選挙管理委員会から借りてきた模擬の投票用紙と投票箱を使って投票練習をしました。

文字を書けない人については「指さし投票」とする事で選挙管理委員会の合意を得ました。それは次の様な方法です。投票所に入ると、市職員(選挙管理委員会職員)2人が立ち会います。ブースで、職員が選挙公報紙を開いて、選ぶ候補者を本人に指さししてもらいます。広報紙を閉じ、もう一度開いて、2回とも同じ候補者を指させば、市職員がその候補者名を代理記入して投票します。誰も指さない時や、2回目に別の候補者を指す時には、市職員が白紙を代理投票します。

その後も国立市での選挙権のある人は、選挙に行きたくないと言う人を除いてほぼ全員が、投票に参加してきました(途中で「行きたい人だけ参加」という時期もあったようですが)。今では事前投票が多いようです。

園内の演説会は今も継続しています。滝乃川学園の定員が増え、また市内他施設からの参加が増えるなど、参加者は拡大しています。今後は地域の知的障害者の参加なども工夫してほしいと、私は思っています。



しかし、成年後見制度ができてから、成年被後見人となった人(まだ少数ですが)には投票権が無くなりました。大変残念なことです。たとえ白紙投票となっても重度の知的障害者も投票に参加することは、とても大切な事であると思います。障害者総合支援法の参議院付帯決議にも、成年被後見人の政治参加の在り方について検討することが加えられました。現在の選挙権裁判は是非とも勝訴してほしいと思います。

また、改正障害者基本法は28条「選挙等における配慮」が新設されました。さらに基本法第23条では国や地方公共団体に、障害者総合支援法では事業者、「障害者の意思決定支援に配慮すること」が義務づけられました。知的障害者等が自ら公職選挙に参加するための意思決定支援の在り方が、今後検討されるべきでしょう。その際には、滝乃川学園での取組が参考になるものと思います。

なお拙著「知的障害者等の意思決定支援について」を「発達障害研究」第34巻3号に掲載予定です。私のホームページ <http://hiroya.info/> にも掲載していますのでご参照下さい。



☆彡 みなさまからの寄稿をお待ちしています。原告  
や弁護団へのエール、裁判に思うこと、成年後見制度  
に関する意見・質問、各地での学習会情報、等々・・・  
どうぞお寄せください。お待ちしております。

## 〔裁判の予定〕

## 傍聴席を満席にしましょう！

|        |         |                                                |
|--------|---------|------------------------------------------------|
| さいたま訴訟 | 第六回口頭弁論 | さいたま地裁 105 号法廷 9 / 19 (水) 11 時～(10 時半集合)       |
| 東京訴訟   | 第七回口頭弁論 | 東京地裁 103 号法廷 10 / 26 (金) <u>14 時 (13 時半集合)</u> |
| 京都訴訟   | 第七回口頭弁論 | 京都地裁 101 号法廷 10 / 9 (火) 10 時半～                 |
| 札幌訴訟   | 第五回口頭弁論 | 札幌地裁 805 号法廷 9 / 20 (木) 11 時半～                 |

## カンパのお願い

今後、成年被後見人の選挙権を巡る裁判や各地の運動は、広がりや繋がりを深めていくことが必要です。長期になることも予想されます。そこでこの度、**〔カンパ口座〕**を設けさせていただきました。

皆様からいただいたカンパは、当面は、この弁護団が関わる東京、埼玉での裁判やこれに関わる運動に使わせていただき、関わる裁判や運動の範囲が広がっていった場合は使用の範囲も拡大することになるとは思います。その際は改めて通信などでご連絡させていただく予定です。

具体的な使途： 集会の会場費・雑費、講師謝礼・交通費、遠方で集会を行う際の交通費、  
関連資料印刷代・郵送費、その他広報費用、裁判での意見書謝礼等  
ご趣旨にご賛同いただける場合、下記口座宛てにカンパをお願いできればと思います。

( 2011. 7. 17 後見選挙権訴訟弁護団一同 成年後見選挙権を考える会一同 )

## カンパ口座

三菱東京UFJ銀行 鷹の台出張所

普通 0037455

口座名 成年後見選挙権を考える会

セイネンコウケンセンキョケンヲカンガエルカイ

ありがとう



後見選挙権訴訟に関する問合せ：

後見選挙権訴訟弁護団 杉浦ひとみ (東京アドヴォカシー法律事務所)

TEL 03-3816-2061 FAX 03-3816-2063 [sugiura@law.email.ne.jp](mailto:sugiura@law.email.ne.jp)

さいたまの裁判に関する問合せ：

後見選挙権訴訟弁護団 関哉直人 (五百蔵洋一法律事務所)

TEL 03-5501-2151 FAX 03-5501-2150 [sekiya@nekonet.ne.jp](mailto:sekiya@nekonet.ne.jp)

その他： 成年後見選挙権を考える会 (通信等) 村山 園 090-9818-5353

[sono0424@mx4.ttcn.ne.jp](mailto:sono0424@mx4.ttcn.ne.jp)

『成年後見制度選挙権を考える会』のホームページもご覧ください。

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~seinenkoukensenkkyoken0201/>